

備後国「看度（者度）」駅について

西別府 元 日

はじめに

弥生時代から古墳時代にかけて、数百年の階級社会形成の帰結として登場した律令国家は、中央集権制と列島の均質化を基本的戦略とした国家であった。この基本的国家戦略を実現するためには、情報伝達の迅速化とヒト・モノの移動の円滑化、すなわち交通・通信の制度を確立・維持することが国家成初期の課題となったのである。その具体的な営みが道路の整備であり、これを通行するうえで諸施設、具体的には交通手段としての馬の確保とその管理施設としての駅家の設置と運営が、優先的課題となったのであった。この古代駅制とおして、国家の意思が列島の大部分の地域社会に下達され、地域社会の富が首都平城京へ収斂されていき、地域社会はそれぞれがもつ独自性を可能なかぎり薄められていったのである。

このような、地域社会のなかに設定され、地域社会に変質をせまる媒介となった古代の駅制を具体的に検証することは、古代における地域社会の具体像に接近する一回路でもあった。自らの暮らす地域の歴史のなかに、自らの存在基盤をみいだすという思索が営まれるようになったとき、人びとの関心が古代駅制にむけられていったのは、自然ななからであるが、一種皮肉な現象でもあったともいえる。とりわけ、二十世紀前半の郡誌編纂の盛行以後、日本の各地で、駅家の推定地を探索し、交通路を探究する研究へのとりくみが増加し、古代駅制については、膨大な研究成果がうみだされ、重厚な研究史をもつこととなったのである。

このような研究のながれのなかで、とりわけ注目されるのは、一九

八〇年代以降の道路研究を核にした古代駅路や伝路などの官道の復原的研究とこれにもとづく考古学的研究、さらには駅家にかんする考古学的研究である。その研究の高揚は古代交通研究会（会誌『古代交通研究』十三号を刊行）の結成というかたちに結実し、その成果の主要は同会編『日本古代道路事典』（八木書店、二〇〇四年刊）や木下良『事典 日本古代の道と駅』（吉川弘文館、二〇〇九年刊）にまとめられている。

ところで、このような古代交通研究高揚の一因として、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』①の刊行と前後して、昭和五三年度から各都府県を実施主体とした文化庁による「歴史の道」調査事業が展開されたことがあげられるであろう。江戸時代以前の古い道や、その沿道・周辺に所在する地域の文化財を、総合的かつ大系的に調査し、その保存・活用を検討しようとする営みは、やや誇張していえば、それぞれの地域社会の歴史像を考える起爆剤の役割をはたしたといえよう。古代道路にかんする研究はいうまでもなく、近世さらには近代にいたる、鉄道と自動車によって交通体系が根底的に改編される以前の地域社会の歴史を具体的に考える基軸が確認されていたのである。

一方、この事業を対象としない県もいくつかが存在した。古代のメイン道路である古代山陽道のいっかくをしめる広島県も、この数少ない自治体のひとつであった。この結果、安芸・備後の古代道路にかんする研究は、その後も低調に推移したことはいうまでもない②。しかも、古代社会における山陽道の重要性を考慮すれば、このような停滞状況が個別広島県域の問題だけでなく、他の山陽道地方における古代地域史研究に有形無形の悪影響をあたえたとも考えられる。

このような社会的背景もあって、西日本とりわけ広島県域における古代道路研究は、一九八〇年代以降飛躍的に進展した東日本における研究に比して、大幅に立ち遅れている状況であるが、研究の後進地ゆえのメリットがないわけではない。このメリット、すなわち研究の先進地の事例に学びながら、研究がすすめられるという利点をいかしながら、着実に研究を進展させていくことが現在もとめられているのではないだろうか。そのためには、広島県域の古代駅制ないしは古代交通研究のなかで、結論・見解がわかれて決着をみない課題・論点について、他地域での成果をふまえてつづ学的な整理をおこなってその決着をはかるとも、これらを定点としてあらたな作業・課題にとりくんでいくべきではないかと考える。このような問題意識のもと、明治期以来の争点になっている「延喜式」兵部省諸国駅伝馬条記載の「者度（看度）」駅について、その研究史を整理することによって問題点を抽出・検討するとともに、そのあらたな比定地を提起することによって、備後国古代交通路研究の一助としたい。

一、「者度」駅の所在をめぐって

古代駅制研究のうえで、各国の駅馬・伝馬の配置状況を記した「延喜式」兵部省諸国駅伝馬条が基本的文献であることはいうまでもないが、現在翻刻されて流布している『新訂増補国史大系 延喜式』に多くの誤記・異字がみられることは周知のことでもある。本稿の対象である備後国については、つぎのように記載されている^③。

備中国駅馬 津岨、河邊、小田、後月各廿疋。

備後国駅馬 安那、品治、者、度各廿疋。

安芸国駅馬 眞良、梨葉、都字、「字」鹿附、木綿、大山、荒山、安芸、伴部、大町、種篁、濃峽、遠管各廿疋。

この記事によれば、一〇世紀前半の段階で備中国後月駅と安芸国眞

良駅とのあいだに三駅が所在していたことになる。後月駅は、「和名類聚抄」にみえる備中国後月郡にちなむ駅名であり、現在の岡山県井原市周辺に比定される。また眞良駅は安芸国東端の駅であるが、「和名類聚抄」にみえる沼田郡眞良郷と関係する駅と考えるのが妥当であろう。現在の広島県三原市高坂町の眞良周辺に比定するのが妥当であろう。この場合、直線で東西約四〇km弱の備後国南部に三駅が存在したことになり、駅間距離は播磨国などに比べてややおきすぎるとも考えられるが、大同二年（八〇七）の太政官符^④から九世紀初頭には五駅が設置されていたことがわかるので、「延喜式」編纂時までに二駅が廃止されたと推定されている。とするならば、単純に計算すれば、備後国内の駅間距離は八km程度になり、山陽道の他国の事例とも合致する距離といえよう。

備後国五駅のうち、安那・品治両駅については「ヤスナ」^⑤「ホームチ」とルビがふられ、「和名類聚抄」にも安那郡安那郷・品治郡品治郷がみえることから、両郷から離れたところには比定しがたく、それぞれ福山市神辺町大宮遺跡付近と福山市駅家町最明寺跡南遺跡付近に設置されていたものと想定されてきたが、おそらくそれで大過ないものと考えられる。

また、「和名類聚抄」備後国の項では安那郡と品治郡には「駅家」郷記載がみえ、おなじく葦田郡にも「駅家」郷記載がみえることから、「延喜式」編纂までに廃止された二駅のうち、一駅は備後国府が所在する葦田郡に設置されていたとして、「葦田」駅と仮称されている。近年、埋蔵文化財調査がすすんでいる府中市父石町の前原遺跡を、この葦田駅に比定する意見が有力であるが、その当否はともかく、国府周辺に駅が設置された例は多くみられるので、葦田郡内に想定するのが妥当であろう。そうすると、安那・品治・葦田の三駅間はそのそれぞれ八〜九km程度であったことになる。

以上のように、安那・品治・葦田三駅家を想定するならば、この二駅家は葦田郡より西側の備後国内に設置されていたことになる。府

中市と三原市高坂町とは直線で三〇km弱であり、駅間距離として順当な配置といえよう。このうちの「一駅が問題の「者度」駅ということになる。

この「者度」駅家について、近代日本史学の勃興期にあたる二〇世紀初頭に江戸期の流布本をもとに翻刻刊行された『国史大系 延喜式』は当該の駅名を「者度」と翻刻し、イットトという訓を付しているが、その後刊行された『新訂増補国史大系 延喜式』では訓を付さず、前述のように本文の左傍に「・」点を付し、釐頭に「者、九本作看」と頭書している。すなわち『国史大系』の実質的編纂者であり、『新訂増補国史大系』を主宰し校訂者でもあった黒板勝美は、後者が刊行される一九三七年の段階で「者度」という駅名にやや疑問をもち、「九條公爵家所蔵本」では「看度」と記載されていることを注記していたのである。しかし、後述のごとく者度≡宇津戸論がすでに提起されていたこともあり、この注記はその後ほとんど顧みられることがなく、「者度」駅については、他の文字の誤記・誤写の可能性も指摘されながら、さまざまな解釈がなされてきたといえる。いま、その営みを整理すると以下のごとくである。

管見のかぎりでは、誤記・誤写の可能性を最初に指摘したのは、地名辞書の古典的名著とされる吉田東伍の『大日本地名辞書』（富山房、一九〇七年刊）である。吉田は増補版（一九七〇年刊）に収録された『大日本地名辞書余材』において「或云、伊都土、今は宇都度といふといへり」との説（おそらくは「芸藩通誌」かと思われる）を紹介しながらも、「柞原」（三原に比定）と宇津戸との距離の遠さからこれをしりぞけ、「者」を「老」の謬写として糸崎をさすとしたのである。「者」を「老」または「壹」とする考えかたは、その後御調郡の市村（現尾道市御調町市）を比定する大槻如電『駅路通』（六合館、一九一五年刊）によって提唱されている^⑤。

これにたいし、「芸藩通誌」などの指摘を継承しながら、者度≡宇津戸論を本格的に提唱したのが、芸備古代駅制研究に多くの成果をあげ

た浅井馨である。浅井は「者度」の古訓「伊都土」は、魚を「イヲ」「ウヲ」、芋を「イモ」「ウモ」というように「伊（イ）」と「宇（ウ）」は転訛して用いることを指摘し、「伊都土」を世羅郡の宇津戸（現世羅郡世羅町宇津戸）に比定し、さらに大同二年太政官符と『和名類聚抄』安那・品治・葦田各郡の「駅家」郷記載から四駅を確定、のこる一駅について、宇津戸と真良との中間にあたる「江木」を古代駅家の遺称地名とし、その比定地としたのである^⑥。この者度≡宇津戸論は、澤井常四郎らが執筆し御調郡教育会が一九二五年に刊行した『御調郡誌』に継承され、地域の人口に膾炙していった。しかし、宇津戸經由では駅路の想定が困難とする疑問もねづよく、「者度郷」域を御調町市から宇津戸まで広範囲に想定して駅家を市に想定する説^⑦や、具体的経路の可否をめぐる論議などもおこなわれている^⑧。

このように、二〇世紀前半代で、すでに「者度」駅という視点からの論点はつくしたかの感があり、戦後は足利健亮氏が葦田川に合流する御調河谷の攻撃斜面をとりあげ、宇津戸説を補強した程度である^⑨。これにたいし、誤字・誤写説も影をひそめ、「者度」表記を前提にしたうえで、「いち」を「いつと」の音韻変化とし、国府と国府をつなぐには最短・直線が志向されたのではないかとする説^⑩や、大同元年の「備後、安芸、周防、長門等の国の駅館は、もと蕃客に備え、瓦葺粉壁なり」という勅^⑪にもとづき駅館は瓦葺き建物という観点から御調町の本郷平麿寺を者度駅に比定する説^⑫などが提起されている。

二、「看度」駅考

「延喜式」記載の備後国駅家のうち、安那・品治につづいて三番目に記載された駅家が「者度」駅ではない可能性は、前述したように、すでに一九三七年の段階で存在した。しかし、この視点はその後半世紀以上、ほぼ無視された状況にあったといえよう。このような状況に猛省をうながすこととなったのが、一九九三年における神道大系編纂

会による『神道大系 延喜式』の刊行（校訂者は虎尾俊哉氏）であり、その後の「延喜式」諸本研究の進展であった。すなわち前者では、「享保版本を底本とし、これに金剛寺本・九条家本などの写本によって校合し、六国史以下の典籍や雲集本以降の校異を参照して本文を整理」するという立場にたつて、校訂がすすめられ、備後国第三の駅家は「看度」駅とされたのである。これをうけて、古代道路研究の泰斗ともいべき存在であった木下良氏は近年の著作において、次のような指摘をされている^⑧。

「看度」は従来の諸本では「者度」としていたが、神本（神道大系本・注記西別府）は九条家本に拠って改めたものである。高山寺本『和名抄』の駅名も「看度」駅である。・・・（中略）・・・看度であれば、者度郷とは別地ということになる。

「延喜式」兵部省諸国駅伝馬条にみえる「看度」駅と、「和名類聚抄」郡郷に記載される「者度」郷を別の地名と考えられ、それを別の箇所と考えられている点には、やや疑問ものころが、神道大系本の校訂を妥当なものとする方向は十分首肯できるものである^⑨。しかし、ここで志向すべきは、神道大系本の校訂者の結論を鵜呑みにして「者度」駅記載を全面否定し、「看度」駅論の立場で考察をすすめることではなく、なぜ虎尾氏は底本にあった「者」を九条家本によって「看」とあらためられたのかについて、その妥当性を吟味し、「延喜式」記載の備後国第三の駅家名を確定していくことではなかるうか。以下、そのような立場から、論をすすめることとしたい。

日本古代の法制史料として知られる「延喜式」は、日本古来の神祇信仰にかかわる記述が巻一から巻一〇に成巻されていたため神道・国学関係を中心に研究の対象となってきたが、「延喜式」の内容がどのようになら伝写され、書写がくりかえされてきたのか、いわば「延喜式」の書誌学的研究は、意外に歴史があさく、西暦二〇〇〇年を迎えようとするところからようやく盛行してきた分野とされている。とりわけ、ここで問題とする「九条家本延喜式」については、一九二〇年代の確認

以後、神祇関係以外では宮城関係附図の存在などに関心が集中し、一部にその書写の時期が、平安時代末期以前にさかのぼる可能性も指摘されてはいたが、全体として注目度の低い分野であった。こうした情況に展開をもたらしたのが、鹿内浩胤氏「九条家本『延喜式』覚書」^⑩である。

全五〇巻の「延喜式」のうち二七巻分の内容を伝える「九条家本延喜式」は、紙背に多くの文書が見られる点でも注目されてきた写本であるが、紙背文書の年紀や内容、さらには筆跡などから八グループに分類・整理され、一〇世紀末ごろから十四世紀にかけて種々の契機で書写された各巻が、江戸時代初頭に取り合わせ本として一括されたことを明らかにされたのである。

本稿で問題とする兵部省諸国駅伝馬条は、巻二八にふくまれるものであるが、この巻は、寛和三年（九八七）十一月から十二月の具注曆断簡のほか、清胤王による康保三年（九六六）における十一通の書状の紙背と白紙に書写されたものとされている。国宝である「九条家本延喜式」については現物を実見できていないので、細かな対応関係は不明であるが、鹿内論文や吉岡氏らの報告書、さらにはそれに先行する研究^⑪によるかぎり、駅伝馬条は康保三年の清胤王書状の紙背にあたるようである。

清胤王書状は、任期を終えた周防国の国守（受領）が任務の完了を証明する公文書を獲得するための交渉役として都に派遣した清胤王から、交渉の過程を報告した書状とされている。したがって、書状自体が何らかの権利保持等につながるものではなく、任務の完了が確認されれば廃棄されて反古紙となり、その裏面が書写の料紙として利用されたものと考えられるので、康保三年からあまり経過しない時期に再利用されたものとされている。ただし、その紙背を利用して「延喜式」本文を書写した人物は四人おり、そのうち二人の人物は巻二六・二七の書写にもあたっており、「延喜式」巻二七の書写には永延二年（九八

八)の年号が記された文書の紙背が利用されているので、「延喜式」巻二六・二七・二八が書写されたのも、九六〇年代から九九〇年ごろのことと考えられている。

以上のような「九条家本延喜式」巻二八の成立時期(書写年代)を考えるならば、おおむね江戸時代初期からの写本とされる「延喜式」諸本のなか^⑥で、「九条家本延喜式」巻二八は傑出した古写本といえるのであり、その伝写本文への信憑性は、後述のようにきわめてたかいものがあると考えられるのである。しかも、康保四年は、国の権衡、民の轡策^⑦として編纂された「弘仁式」と「貞觀式」を中国・唐の「開元永徽の例に準拠し」「両式を併省して一部に削り成」すことを目的に開始された延喜式の編纂・施行が、奏進後も修訂などの紆余曲折をへて、実現された年である。その施行には、文化的事業という意味もあるとされているが、太政官符による施行令^⑧と「弘仁式」などにかわる新式の出現をうけて、撰関家の周辺において、「延喜式」本文の書写が意識されはじめたのではないかと考えるならば、原本にかぎりなく近い時期の書写であることにも注目したい。

以上の、伝写過程の研究をふまえれば、最古の写本ともいえる「九条家本延喜式」の記載をもとに、『神道大系 延喜式』が備後国に設置された安那・品治とならぶ第三の駅家を「看度」駅としたことも全面的に肯首できることである。それではなぜ、その後の書写の過程で「看度」駅が「者度」駅へと変化してきたのであろうか、さらには江戸期において「延喜式」兵部省諸国駅伝馬条が流布していく過程で、「者度」駅記載が不動のものとして翻刻されてきたのであろうか。

前者についてはこまかな写本による校合をへなければならぬ問題であるが、途中の経緯はさておき、結果的に近代の国史大系本編纂段階で底本とされた享保八年(一七二三)板行の流布本では、「者度」の表記がなされていたことは動かしがたい事実である。その変化のよりどころは、「看」と「者」の表記上の類似性もあるであろうが、おなじ一〇世紀に編纂された「和名類聚抄」の巻八郡郷部に「者度」郷の記

載がみえることも、おおきな根拠になったのではないかと考えられる。

「和名類聚抄」^⑨は、列島の事物を和漢の書物を引用しつつ説明し、万葉仮名による和名を付したもので、国郡・郡郷名を記載した巻五から巻九をふくむ二〇巻本と、これらをふくまない一〇巻本とがある。

本稿でとりあげるのはいずれでもなく二〇巻本であるが、書誌学的にはさまざまな問題が提起されているものの、その成立は平安時代末にはさかのぼるようである。この「二〇巻本和名類聚抄」のうち流布本といえるものは元和三年(一六一七)那波道圓によつて翻刻された『古活字本倭名類聚抄』^⑩であるが、その巻八百十五門備後国に「者度」と翻刻され「伊都土」と訓が付されたのである。しかも、幸いなことに「和名類聚抄」の古書写本として、巻六郷里部から巻十居處部については高山寺本が存在するので、道圓本と対校することによつて、より正確な郡郷名を確認することができるのである。これによれば、備後国御調郡には「伯多、柞原美波良、者度、佳質加之止、小國平久仁、曰嶋印乃之末、歌嶋宇多乃之末」とあり、「者度」という郷名が確認できるのである。

ところが、「高山寺本和名類聚抄」巻十の百卅三門である道路具には、道圓本にはみられない五畿七道の駅家名が列記された箇所があり、ここでは備後国の駅家として「安那 品治 看度」の三駅が記されているのである。つまりおなじ「和名類聚抄」写本のなかで、駅家としての「看度」地名と、郷名としての「者度」地名が併存していることになるのである。この点について、先述の木下氏のように御調郡にあった郷は者度郷、駅家は看度駅で、それぞれは別の場所であったと考えることも可能であろうが、きわめて近似する漢字で表記される郷と駅家が並存したとは、にわかには考えがたいのである。

この百卅三門道路具のほか百卅門戸類の禁中諸門の列記など、「高山寺本和名類聚抄」は、現存する二〇巻本の「道圓本和名類聚抄」にみられない和語がおおい。また編者である源順自らが「和名類聚抄」序文には「廿巻、卷中分部、部中分門、四十部二百六十八門」に成卷

した旨を記すのに、現存する道圓本には二百四十九門しか確認できないことから、現存する「高山寺本和名類聚抄」はより原本にちかいかのと考えられ、少なくとも平安時代末期以前には書写されていた可能性が指摘されている。そうであるならば原本から書写までの時間はかなり短く、書写機会は、限定された回数になるのではないかと思われるのである。

また、原本の段階もしくは書写の段階で駅家と郷名に近似した地名がある場合には、傍書などなんらかの対応がなされたのではないかと考える。たとえば、郷里部の杵岐嶋には杵岐郡に「伊周駅家」、石田郡には「特通駅家」の記載がみられるが、道路具の駅名一覧の箇所には杵岐嶋の駅家として「優通」「伊園」両駅が記載されている。「高山寺本和名類聚抄」は、「山城郷第六十八」につづけて「有郡謂之郡家有驛謂之驛家以寄社謂之神戸不入班田謂之余戸異名同除而不載」とあるように、駅家記載をしないことを宗としている^⑧のであるが、杵岐嶋の場合、近似する地名が駅名と郷名とにあることに注意を喚起したのではないだろうか。「看度」と「者度」についてこのような注記がみられないことは、ほんらい両者が同じ文字で記載されていたこと、その後には書写された段階で駅名か郷名かいずれかが誤記されたことを示しているのではなからうか。

また、池邊氏によれば、「和名類聚抄」に記載される郷の状況は九世紀前半の状況にちかく、編者の源順が応和二年（九六二）から康保三年（九六六）の民部少丞さらに大丞の時期に、「民部省図帳」のような全国郡郷を把握できるものを参考に郡郷部門を作成し、駅家名についても「延喜式」記載の駅名と「高山寺本和名類聚抄」記載の駅名との近似性から、源順は「延喜式」そのものを参考にしたのではなく、「延喜式」編集の参考にされた兵部省関係資料を参考にしたのではないかと指摘されている。

もしかりに池邊氏の説が成りたつとするならば、一〇世紀の終盤に、「看度」駅家名と「者度」郷名が記載されたさいに、両者がほんら

い異なっていたならば、杵岐嶋のような注記が記された可能性がたかいが、それがみられないことは、当初の段階では、両者がおなじ漢字二文字で表記されていたことを示しているのではなからうか。いずれにしても、何らかの注記がみえないことは、書写過程での誤記によるものではないかと考えるのが妥当ではなからうか。

誤写・誤記の可能性を考えるために、いまま少し「延喜式」や「和名類聚抄」の記載を対比してみたい。そのために作成したのが次頁の表である。この表は、「延喜式」兵部省記載の駅家名を、国史大系本や新訂増補国史大系本の底本となった享保八年本などにみえる表記（流布本欄）と、「九条家本延喜式」巻二八にみえる表記、「高山寺本和名類聚抄」道路具にみえる駅名表記を対比し、三者に異同があるものを抽出し、その相違を表記するとともに、「高山寺本和名類聚抄」郷里部の郷名や「道圓本和名類聚抄」郡郷記載とも対比したものである。駅家名が「倭名類聚抄」にみえる郷名とどのように関連しているのか、駅家が律令時代の駅家に編成されていた駅戸集団の居住地を踏襲するものである可能性はきわめてたかいかことや、類似する郷名が駅家名を踏襲した地名とは必ずしも断言できないことは十分に自覚しているが、駅制崩壊後の駅戸集団の行方を考えていく手がかりとなるものを模索するために試行したものである。なお、備考欄に正史その他にみえる関連事項を記載している。表の検討にはいるまえに、いくつかの前提を確認しておきたい。

最初に確認しておきたいことは、土佐国駅家の表記の混乱である。『新訂増補国史大系 延喜式』も『神道大系 延喜式』も、総数四〇二の駅家名が兵部省駅伝馬条に記載されている。その数は、「九条家本延喜式」のマイクログラフ写真版においても、日向国の救麻駅以下五駅家名が釈読困難な状態であるが、文字一〇文字分のスペースはあるので、神道大系本などの復原はほぼ妥当なものと考えられる。ただし土佐国の駅家名を頭駅のほか「吾橋、丹治川」とする点については若干の疑問がある。なぜならこの箇所を「高山寺本和名類聚抄」道路具は「吾橋、

国名	流布本 延喜式 駅名	九条家 本延喜 式駅名	高山寺 本和名抄 駅名	高山寺本・郷名	道圓本・郷名	備 考	類型
河内	津積	津積	津守	大縣郡津積	大県郡津積		C
和泉	呼捕唼	於於	唼唼	日根郡呼於	日根郡呼唼乎		D
摂津	草野	草野	草部須、木	?	?	豊嶋郡駅家郷（道圓本）か	C
尾張	両村	両村	雨村	山田郡雨村布多无良	山田郡両村	道圓本は山田郡両村・余戸・駅家とする。二村の山の中（更級）。	C
三河	鳥補	鳥捕	鳥捕	碧海郡鷲取和之止利	碧海郡鷲取	鳥取駅（伊場木簡）、道圓本では別に駅家郷あり	A
駿河	小川	小川	小河	?	益頭郡小河		C
上総	藤瀧	藤賭	藤瀧	?	?		B
	嶋六	嶋穴	嶋穴	海上郡嶋穴	海上郡嶋穴	延喜式神名帳に嶋穴神社	C
常陸	榛谷	榛谷	湊谷	?	?		D
	曾祢	曾祢	曾祢	?	?	※常陸国風土記では曾尼駅	A
近江	穴多	穴太	穴太	?	?		A
	和爾	和尔	和迹	?	?		D
美濃	立坂	土岐	土岐	土岐郡土岐	土岐郡土岐	道圓本は土岐郡に土岐・餘戸・駅家を記す。	A
信濃	亙理	日理	日理	?	?		A
	亙理	日理	日里	?	?		A
上野	坂本	坂本	坂下	碓氷郡坂本	碓氷郡坂本	道圓本は別に駅家郷あり	C
下野	三嶋	三嶋	三嶋	?	都賀郡三島	道圓本には駅家郷もあり。万葉集「之母都家野美可母乃夜麻」	C
陸奥	色麻	色麻	色鹿	色麻郡色麻	色麻郡色麻		C
	白鳥	白鳥	白馬	?	胆澤郡白馬	道圓本は胆澤郡に「余戸・白馬・駅家」と記載	C
若狭	濃飯	濃飴	濃餛カ	遠敷郡野里	遠敷郡野里	※平城宮木簡「野」駅	D
越前	濟羅	淑羅	洸羅	?	?		D
加賀	湖津	潮津	潮津	?	?		A
越中	川合	川人	川人	砺波郡川合	砺波郡川合	※式内社浅井神社の旧社名は川人神社。道圓本に「加波安比」と記す	A
	亙理	日理	日理	婦負郡日理	婦負郡日理		A
	水橋	水橋	水橋	?	?		A
越後	水門	水門	水門	?	?		A
	多大	多太	多太	三島郡多岐?	三島郡多岐?		A
佐渡	松崎	松崎	松崎	羽茂郡松前末都左岐?	羽茂郡松前?		A
丹波	日出	日出	白出	?	?		C
	前浪	花浪	花浪	?	?		A
但馬	養老	養耆	養耆	養父郡養耆夜叡美須	養父郡養耆也木	養父郡に驛里	A
	面沼	面治	面治	?	?	※延喜式内社に面治神社	A
	春野	春野	春部	?	?		C
因幡	柏尾	柏尾	泊尾	?	?		C
出雲	黒田	黒田	里田	?	?	※出雲国風土記では黒田駅	C
	完道	宍道	宍道	意宇郡宮道	意宇郡完道	※出雲国風土記では宍道駅	D
	多仗	多伎	多伏	神門郡多伏	神門郡多伏	※出雲国風土記では多伎駅	D
播磨	賀古	賀古	加古	賀古郡賀古	?	※播磨国風土記では賀石駅	C
備後	者度	看度	看度	御調郡者度	備後国者度	道圓本に伊都土の訓	A
安芸	濃唼	濃唼	濃於	佐伯郡替濃	佐伯郡替濃		C
周防	石國	石国	石國	玖珂郡石國	玖珂郡石國	道圓本は別に駅家郷あり。	B

国名	流布本 延喜式 駅名	九条家 本延喜 式駅名	高山寺 本和名抄 駅名	高山寺本・郷名	道圓本・郷名	備 考	類型
長門	埴生	埴生	埴生	?	?	道圓本は厚狭郡に駅家郷あり。	A
	田宇	由宇	田宇	?	?	道圓本は大津郡に駅家郷あり。	B
	埴田	垣田	垣田	?	?	道圓本は阿武郡に駅家郷あり。	A
紀伊	阿武	阿武	訶武	阿武郡阿武	阿武郡阿武	道圓本は阿武郡に駅家郷あり。	C
	賀大	賀太	賀太	海部郡賀太	海部郡賀太		A
	阿波	石濃	石隈	板野郡井隈為乃久未?	板野郡井隈?	道圓本に「井乃久萬」と訓あり	A
讃岐	郡頭	郡頭	郡頭	?	?		C
	刈田	引田	引田	大内郡引田比計太	大内郡引田	道圓本に「比介多」と訓あり	A
	三谿	三谿	三溪	山田郡三谷美多迹	山田郡三谷		C
伊予	用敷	周敷	周敷	?	?	※周敷郡に式内社・周敷神社あり	A
	津日	津日	津田	宗像郡津九	宗像郡津九		C
	夷字	夷守	夷守	?	?		A
豊前	久爾	久尔	久尔	?	?		A
	把伎	把伎	把伎	上座郡把伎八木	上座郡把伎	道圓本に「波木」と訓あり	A
	多米	多米	久米	?	?		C
豊後	刈田	苅田	列田	京都郡刈田	京都郡刈田		D
	小野	小野	下野	?	?		C
	直入	真田	直入	直入郡直入	直入郡直入		B
肥前	田布	由布	由布	速見郡田布	速見郡田布		A
	基肆	基肆	基肆	基肆郡基肆	基肆郡基肆	道圓本に「木伊」と訓あり	A
	切山	切山	功山	?	?		C
肥後	佐意	佐嘉	佐喜	?	?		D
	磐永	盤泳	盤氷	?	?		D
	登望	登望	登部	?	?	※肥前国風土記では登望駅	C
日向	鹽田	塩田	塩田	藤津郡塩田	藤津郡鹽田	道圓本に「之保多」の訓あり	A
	三重	二重	二重	?	?	※延喜式に二重牧あり。	A
	蛟高	蛟凜	蚊凜	?	?		A
日向	髙原	高原	高原	山本郡高原	山本郡高原		A
	長崎	長崎	長崎	?	?		A
	仁主	仁主	仁王	?	?		C
日向	刈田	苅田	刈田	白杵郡刈田	白杵郡列田		D
	美祢	美弥	美弥	?	?		A

井、治川」と表記しているからである。この点について木下良氏は「日本後紀」延暦十六年正月甲寅条にみえる「新置土佐国吾橋舟川二駅」という記事を参考に、ほんらい丹川と書くべきところを『日本後紀』が舟川と誤記し、『延喜式』は二字で表記すべきところをそのまま三字で示したものであり、正規には丹川という駅家にあたるのではないかとされている²⁸⁾。

「延喜式」にみえる駅家名が二文字であることは、全般的傾向としては認められるが、それは原則ではなく二文字以外の駅家名も、木簡をはじめとする出土文字資料等でも確認できる。たとえば、遠江国山網駅は伊場遺跡出土木簡には「山豆名」と三文字で記載されており、若狭国濃飯駅は「野」駅、越前国鹿蒜駅は「辺」駅と記載した木簡が平城宮跡や平城京跡から出土している²⁹⁾。「九条家本延喜式」も伊予国の駅家名記載に関連して「案周敷郡驛者稱榎井、越智郡驛者又稱波古多、是可私號也。而此式只以郡名而稱之」と、三文字駅名を忌避したことを記している。豊前国安覆駅は「安西復」を二文字に表記するために二文字目と三文字目を合体したものという説³⁰⁾もある。また、「高山寺本和名類聚抄」駅家名の記載には、駿河国「横」駅や豊前国「津」駅など一文字で記載されている例もあり、一文字分が脱落した可能性も考えられるのである。このような点を考えると、「九条家本延喜式」にみえる「五橋丹治川」という記載を神道大系本のように吾橋・丹治川の二駅とすることには若干の躊躇があり、三駅の可能性ものこされているのである。その場合は延喜式の駅数は四〇三駅ということになるが、駅家名を比較するこの表では、以上の点を考え、頭駅以外の土佐国駅家はこの表から除外することとした。

また「延喜式」記載の総駅家数にたいし、「高山寺本和名類聚抄」道路具の駅家（表では「高山寺本和名類聚抄駅名」と表記）総数は、三八七ないし三八六ということになる。先述の一文字駅家名の記載からうかがえるように、高山寺本ではかなりの脱落が想定される。甲斐国と相模国については、全体が脱落しているし、上総国・因幡国・備前

国などにも脱落がみられる。したがって流布本等には記載されながらも「高山寺本和名類聚抄」道路具に該当しうる駅名表記がみえない場合には、これらを除外して表を作成している。先述の駿河国横駅や豊前国津駅は「延喜式」にみえる駿河国横田駅・豊前国到津駅のことかとも考えられるが、記載を対比するという趣旨からは、これらを除外するのが妥当と判断したからである。したがって逆に流布本で一文字駅とされているものについても、表より除外している。なお、郷名欄には駅家名に対応すると考えられる郷名が「和名類聚抄」にみあたらないもの、ないしは断定しがたいものについて「？」記号を付している。

このような手続きをへて作成したこの対照表にみえる七三例のうち、流布本「延喜式」駅名のみが「九条家本延喜式」駅名・「高山寺本和名類聚抄」駅名と異なる例（A型）は三四例、「九条家本延喜式」駅名のみが流布本「延喜式」駅名や「高山寺本和名類聚抄」駅名と異なる例（B型）は四例あるが、「国」と「國」の通用を考えれば三例ともいえよう。「高山寺本和名類聚抄」駅名のみが流布本「延喜式」駅名・「九条家本延喜式」駅名と異なる例（C型）は二四例、それぞれが異なる例（D型）は十一例であった。したがって、のこり三〇〇駅程度は三者が一致する駅名ということになる。このうち、「九条家本延喜式」駅名が、流布本「延喜式」駅名ないしは「高山寺本和名類聚抄」駅名のいずれかと一致する例は五七例であり、他の二者と異なる例は十五例であり、「九条家本延喜式」駅名はかなりの信頼性をもっているといえよう。しかも十五例のうち、出雲国風土記「肥前国風土記」に肥前国佐嘉駅などは「出雲国風土記」「肥前国風土記」の記載と一致し、出雲国黒田駅についても旧字・俗字の違い程度である。もちろん豊後国真入駅のようにまったくの誤字と考えられるものもあるが、「神道大系 延喜式」が校訂にあたり九条家本を多く採用しているのも十分理解できるところであろう。

また、駅家に対応すると想定される郷名は、「高山寺本和名類聚抄」

郷名で三四例、「道圓本和名類聚抄」郷名で三六例を想定できるが、高山寺本と道圓本で異なるのは二七例であった。この二七例のうち、「九条家本延喜式」駅名との関連でいえば、A型に郷名が合致するのが美濃国土岐駅など八例で、明らかな誤字である「豊後国田布郷」もこの例といえよう。これにたいしC型のうち郷名と「九条家本延喜式」駅家名と合致するものは、河内国津積駅など四例で、通用される「谷」と「谿」の違いを無視すれば讚岐国三谿駅もこの例といえよう。のこり十三例のうち三河国鷲取郷、上総国鳴穴郷、若狭国野里郷、佐渡国松前郷、出雲国多伏郷、阿波国井隈郷、筑前国津九郷などは、誤字や通字などを想定すれば、かならずしも乖離するものではなく、駅家名とも一致する可能性をもつものが多い。また、高山寺本駅名と道圓本郷名が合致しない郷名でも、尾張国両村郷の場合や播磨国賀古郷、肥前国塩田郷などについては、駅名とのつよい関連をうかがうことができよう。

以上、「延喜式」諸本と「高山寺本和名類聚抄」駅名や郷名などの関連を検討した。そこには、「九条家本延喜式」駅名と「高山寺本和名類聚抄」駅名との近似性、「九条家本延喜式」駅名と「和名類聚抄」郷里部に記載される郷名との一定の関連性などうかがえるが、そこに明確な規則性や法則性はないと考えるのが妥当であろう。そこに存在している異同については、むしろ誤写等によるものを多分に考えるべきだということが、一般論としてはいえそうであるが、さらに本稿の主題である「看度」駅・「者度」駅・「者度」郷について検討をふかめておきたい。

「延喜式」諸本の駅名と「高山寺本和名類聚抄」駅名との対比でいえば、「者度駅・看度駅」はA型に属しており、かなり一般的にみられる例といえよう。一方「高山寺本和名類聚抄」郷名と「道圓本和名類聚抄」郷里部記載郷名も異同がなく、これも一般的にみられる例である。しかし問題は、看度駅がA型に属しながらも「和名類聚抄」郷里部記載の郷名とのあいだに齟齬が生じているという点である。このよ

うな、駅名の対比がA型でありながら「九条家本延喜式」駅名が「和名類聚抄」郷名と合致しない事例は、他に五例がある。すなわち、先述の三河国鳥捕駅と鷲取郷、豊後国由布駅と田布郷のほか、越後国多太駅と多岐郷、佐渡国松崎駅と松前郷、阿波国石隈駅と井隈郷の事例である。このうち鳥捕駅については、伊場遺跡から「鳥取」駅と記した木簡が出土^⑤しており、流布本にみえる「鳥補」を誤記と考え、郷名は好字に変更したがゆえの訓「和之止利」とすれば、駅名と郷名を関連させて考えようという意図もうかがわれる。そのことは松崎駅と「末都左岐」という訓を付した松前郷、石隈駅と「井乃久萬」という訓を付した井隈郷についても同様であろう。また川人駅と川合郷については、高岡市（越中国砺波郡）にある延喜式内社の浅井神社が、もとは川人明神とよばれていたことから、駅名を川人駅とみる意見が有力である^⑥。

これらの事例は駅家名と郷名に一定の関連がうかがわれ、「高山寺本和名類聚抄」の書写のさいにもその点が配慮されていた可能性をうかがわせるものといえよう。これにたいし、多太駅・多大駅や由布駅・田布駅の場合は、きわめて類似した字形でありいづれかが単純な誤りといえるが、後者の場合は、「豊後国風土記」の速見郡に柚富郷などの記載がみえることから、明らかに「和名類聚抄」の郷名記載がまちがいであるといえよう。このことはむしろ、「和名類聚抄」郷里部記載の郷名をもとに、「延喜式」駅名の記載を校訂・修正することの危険性を示しているのであり、それは看度駅と者度郷の場合についてもおなじであろう。すなわちこの事例は、これまで無前提に、「和名類聚抄」の郷名記載にもとづいて、「延喜式」記載の駅名を判断してきたことの不合理を示すものといえよう。研究史をたどると、「倭名類聚抄」の「者度」郷記載から駅家名を確定しようとする傾向がなきにしもあらずであったが、むしろ「延喜式」倭名類聚抄」の書写過程での「看度」記載から「者度」への誤記の可能性を考えるべきであろう。

三、看度駅の比定地

前節では、「看度」と「者度」は別の地名ではなく、「看度」の文字を書写していく過程での誤写の結果として「者度」記載が登場してきた可能性を指摘した。したがって「看度」駅記載が誤写ということであるならば、つぎに展開すべきは「看度」駅にかんする歴史地理学的なアプローチ、すなわち看度駅はどこに比定されるかという点であろう。以下、本節ではこの点について検討したい。

歴史地理学の観点から、アプローチを試みるとき、まず検討しなければならぬことは、「看度」駅の名称・遺称がその後の歴史史料に確認できるか否かであり、もうひとつは、現代の小字地名・通称地名等でそれを確認し、現在地に比定するというオーソドックスな手法にもとづく考察であろう。以下、やや煩瑣にはなるが、その手続きで「看度」の名辞にかんする検討をすすめていくこととしたが、その作業にはいる前提として、その対象となるエリアを画定しておくことが必要であろう。

第一節でも検討したごとく、これまでの研究によると古代山陽道は、「延喜式」兵部省諸国駅伝馬条に記載される駅家名（安那駅・品治駅）から、芦田川以東にかんしては、神辺平野の北部、いわゆる吉備高原面とその南側にいちする瀬戸内面が沿岸低地に接する南側に推定されること、さらに「和名類聚抄」葦田郡項に「駅家郷」が記載されていること、安芸国東端の駅家・真良駅が三原市真良付近に比定されることから、旧備後国御調郡ないし世羅郡を通過していたものと考えられてきた。しかし、後者の世羅郡通過説にかんしては「看度」駅記載が誤写であることが確定的となった現在、とうてい成りたがたいものであり、御調郡域を通過していたことは疑いようがないものといえよう。

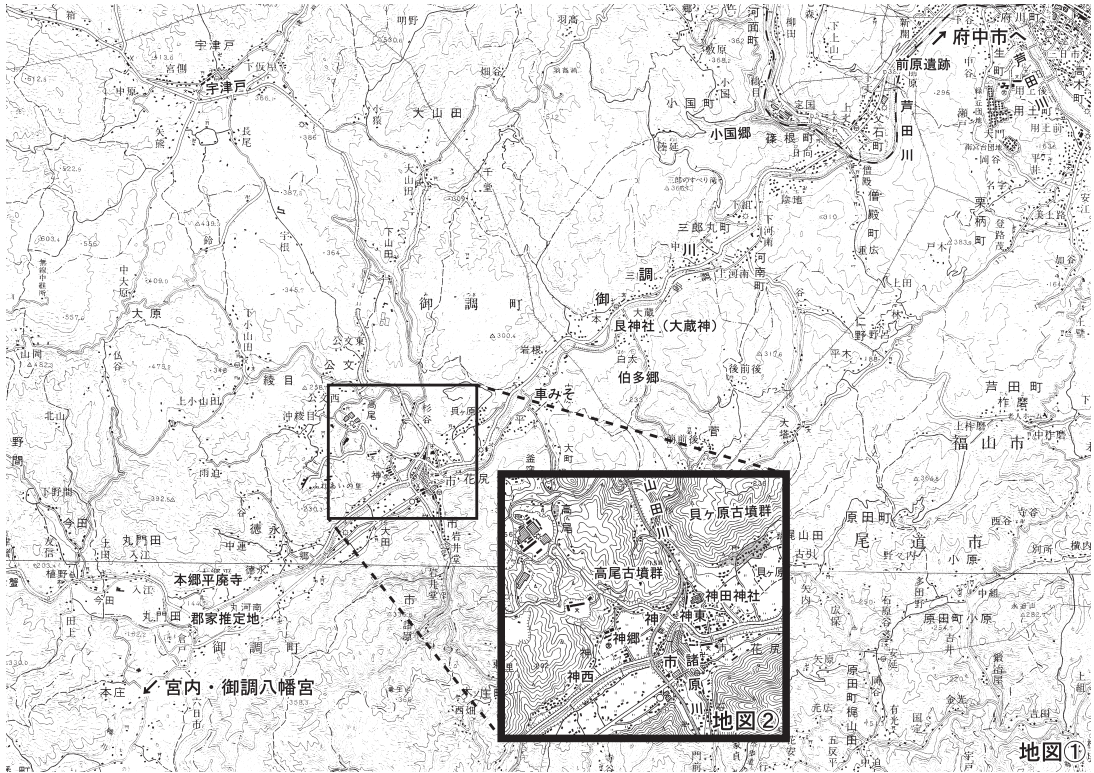
また、御調郡經由説でも、近世西国街道の径路などをふまえてつづ田東岳により提唱された糸崎説については、糸崎東方・尾道市境域の

三〇四百m級の鉢ヶ峰や駒滝山の山塊が海に落ちこむような地形から考えて、とても官道を確保できる状況ではない。したがって芦田川の渡河その他の問題は存在するが、備後国府から安芸国内に入るには最短の経路であり、弥生・古墳時代の遺跡も多く展開する御調川流域を經由する次頁地図①のような御調川にそう経路がもつとも穏当といえよう^⑧。とするならば、現代の小字地名・通称地名等から駅家名「看度」ないしはこれに類似する地名や、先行する他地域での研究成果である古代道路や古代交通に関連する地名の検討対象となるのは、二〇〇五年三月に尾道市に編入された旧御調町域ということになる。

さいわい、この旧御調町域にかんしては明治中期（十九年〜三六年）に作成された地籍図が広島県法務局（尾道支所）に架蔵されている。この一連の地籍図や法務局支所据付の小字コード表、さらには『角川日本地名大辞典 34 広島県』所収の「小字一覽」^⑨等を調査して注目されることは、「看度駅」論の段階から「看度」駅の遺称地の可能性が指摘されてきた尾道市御調町大字市に小字「神東」、大字市の北側である大字市に「神」「神東」「神西」「神郷」などの小字地名が遺存していることである。とりわけ、大字市に神・神東の小字数筆が存在することは、「神」関連地名が、市地名に先行する地名であったことを示しているといえよう。

この御調川に諸原川や綾目川・山田川が合流する一帯（地図②参照）は、律令国家が成立する以前の古墳時代に横穴式石室を主体部とする古墳文化が展開し、当該地域でもつとも有力な古墳群である高尾古墳群・貝ヶ原古墳群を造営した集団の生産基盤であったと思われる。御調郡の郡衙は、大字市の西南約三・五km、白鳳寺院である本郷平麿寺が所在する丸門田付近に想定されているが、十一世紀後半に大田荘が成立したのは、大字市の周辺は大田荘とその倉敷地である尾道をむすぶ交通上の要衝でもあった。

「神」「神東」等の地名は、直接的にはつぎの史料にみられる、十二世紀に当該地域に占定されていた石清水八幡宮宝塔院領の荘園である



地図①は国土地理院 5 万 分 1 地形図「府中」（平成 4 年発行）「尾道」（平成 5 年発行）を合成し、地図②は国土地理院 2 万 5 千 分 1 地形図「府中」（平成元年発行）をそれぞれ 50 パーセントに縮小。

神村荘に由来する地名かと思われるが、固有名詞によくみられる語音の共通性ゆえの転訛も想定しうる「神」と「看」との通用もさることながら、その後の地域史的展開を考えるならば、これらの地名は荘園地名に先行する「看度」駅の関連遺称地名と推察しうるのではないかと考えられるのである。以下、この点について検討しておきたい。

神村荘の初見史料は、承安元年（一一七二）十二月に発布された次のような官宣旨の案文²⁹である。

左弁官下石清水八幡宮寺

宍宝塔領諸国庄拾式箇処付同院事

伊豫国玉生庄 播磨国今福庄

備中国田上本庄 紀伊国園財庄

長門国埴生庄 備後国神村庄

同国葦江庄 美濃国泉江庄

同 西庄 同 中庄

土佐国夜須庄 周防国室積庄

右、得彼院主法印成清今日月解状偽、謹検案内、諸寺諸社之領者、各為本所之進止、不能領主之任意、何況恒例之年貢、臨時之課役乎、就中宮寺御領散在諸国、宛満七道、或号領主、或称相伝、社家不進退之御領等依相交、禪定仙院御宇之時、被行憲法之日、不漏一所、皆悉注立、可付宮寺之由、被下宣旨畢、而当院領拾式箇所、雖有院領之号、一切不随院家之命、不濟年貢、不動所役、因兹有限謂寺用、謂相節、併以闕如、非畜寺用之空、兼又神慮難測者歟、是則代代院主終焉之時、恣如私領処分子孫之故也、情思事情、為国家甚不事也、非蒙綸旨者、争全院領乎、加之本宮并極樂寺百四十餘箇所領等物、以别当院主之進止也、其中伝領之由称申之人、募権門之威、寄事於左右之日、彼寺別当勝清勅由緒、經奏聞之処、任道理不顧領主之有無、不論相承之理非、併以被付寺家畢、其例在傍、此訴相同、裁報之処、誰謂非抛乎、望請天裁、任本宮并極樂寺例、被拾式箇所可付院家之由、被下宣旨者、内以

叶本願之素意、外以挑法燈之欲清者、權中納言源朝臣雅賴宣、奉勅、依請者、宮寺宜承知、依宣行之、

承安元年十二月十二日 大史小槻宿禰在判

中弁藤原朝臣在判

この史料は、石清水八幡宮の宝塔院の代々の院主が、臨終などにさいしてその子孫などに私領のごとく処分してきたがゆえに、宝塔院々主の命にしたがわず年貢・所役を負担しなくなった備後国神村荘など十二ヶ荘について、あらためて宝塔院の領有とすることを願いでた同院々主成清の承安元年十二月の申請に、朝廷が承諾をあたえたものである。

これら、宝塔院の領有が再確認された荘園の占定地をみてみると、そのほとんどが、陸上・水上交通のうえで要衝の地であったことが注目される。たとえば播磨国今福荘は現在の兵庫県加古川市の南部、加古川河口付近に遺称地があり、ほぼその比定地が確定している山陽道賀古駅家の西方2kmほどの場所に占定されていたようである^⑧。また、長門国植生荘は、山口県山陽小野田市西部の大字植生が遺称地であるが、この地は古代山陽道の植生駅家の遺称地ともいえよう^⑨。美濃国泉江荘は現在の岐阜県揖斐郡池田町片山・八幡付近に占定されていた荘園と考えられる^⑩が、揖斐川中流域で古代東山道美濃国安八駅家が推定される場所に近接していたと考えられる。さらに備中国田上荘は、岡山県総社市の西部、高梁川支流新本川流域にあった荘園と考えられ^⑪、馬入山から高馬山につづく丘陵の南部には、古代山陽道の備中国河辺駅家が推定されている。

一方、伊予国玉生荘は、現在の愛媛県伊予郡松前町に所在したと考えられる荘園で、重信川左岸河口付近に占定^⑫され、紀伊国園財荘は、和歌山県御坊市の御坊川河口周辺部に比定される^⑬。また土佐国夜須荘は、現在の高知県香南市夜須がその遺称地であり、土佐国の国府が推定される南国市など高知平野の東端部、夜須川河口付近にあった荘園^⑭である。周防国室積荘は山口県光市の東南部・室積がその遺称地^⑮

であり、古くから瀬戸内海交通の要衝の地であった。なお、福山市藁江が遺称地である備後国藁江荘も、松永湾の東中央部に位置^⑯し、海上交通の要衝に占定された荘園といえよう。このような諸荘園の例から考えるならば、神村荘も看度駅が比定される場所に占地されたものとみなすことができよう。

古代駅家の所在地が確定しているのは、現在のところ兵庫県の三ノ四駅程度にすぎないが、このうち播磨国布勢駅家は鎌倉時代の建久八年(一一九七)に穀倉院領小犬丸保となっていたことが知られるが、その保の成立は建久年間から二〇〇年ほど前であった^⑰とされている。駅家は古代社会では、地域物流の大動脈として国府相互間、ひいては都と国府をむすぶ官道上に配置されたものであり、駅馬の飼育や運送にあたる駅子・駅戸たちも駅家からさほど遠くない場所に居住し、口分田などを班給されることとなっていたのであるから、都城の近辺である寺社権門の所在地を最終到達点とする荘園制の物流体系のうえでも重要な結節点として重要視されたものと考えられる。宝塔院領荘園が、海岸部の水上交通の要衝に設定される一方で、内陸部を経由する場合には旧駅家周辺に設定されたと考える次第である。

それでは宝塔院領の荘園群は、時代的にはいつまで遡りうるであろうか。この点について、養和元年(一一八一)十月の成清の解文では寛仁年間(一一七一―一〇二一)に石清水宮寺御領のなから「相違有るべからざるの所々を選び」宝塔院に分け寄せたものであり、備中国田上本庄は「大菩薩皇考仲哀天皇御国忌用途の封戸を便補」し、「紀伊国園財庄は神功皇后御国忌用途料」としてほんらい設定されたものとして^⑱、すなわち神村荘も、それまで分立していた宇佐八幡宮系と石清水八幡宮系の大菩薩信仰が統合される十一世紀前半^⑲に、堅実に領有している荘園の一つとして宝塔院領とされたことが理解でき

る。こうした石清水宮寺領荘園の成立を御調郡内で考えるとき、その前提として考えなければならないのは、三原市八幡町宮内における御調

八幡宮の鎮座であろう。同社において建暦二年（一一二二）以来書写されつづけてきた「備後八幡宮大菩薩畧縁起」によれば、神護景雲三年（七六九）八月道鏡事件によって和氣清麻呂が大隅国に流罪となりその姉であった法均尼も備後国に流されたさいに、法均尼が宮内の地に一時とどまって、「齋戒沐浴して遙に宇佐八幡大菩薩大神宮を惹々の阜頭に拜ぎ、時に當りて、慈尼、所持する眞澄実相の圓鏡を以って、親ら神體と爲し、以って黙禱を爲し、呪咀す、斯の如きは一七日の間なり」という宗教的行為をおこない、彼女らが罪を許されて帰京したのち、宝龜八年（七七七）に藤原百川が、「使を此の地に遣し、以って社殿を建設し、封戸を割き以って祀享に充て」て、八幡大菩薩の祠を建立したと記している^④。

藤原百川が、法均尼らを支援したことは「日本後紀」にも記載されており^⑤また、百川自身が神護景雲二年（七六八）に、山陽道巡察使として、郡伝路の不便さによる班田農民の窮状を訴えて、駅制・駅路への一元化を進言していること^⑥を考えると、百川はある程度備後国のみならず山陽道の交通体系やそれぞれの国内事情に精通していた可能性を考える必要がある。さらには同社蔵の神像群のなかには、その製作期を九世紀中盤にもとめうるものが存在すること^⑦を勘案すれば、御調八幡宮創建の契機やその時期についての縁起を、あながち荒唐無稽の伝承とすることできないであろう。

その後、この御調八幡宮とその周辺は、御調別宮として石清水神社領の莊園化されている^⑧が、立券の時期は不明である。また八幡宮が鎮座する宮内周辺は、駅家名不詳ながら、駅家間距離等から九世紀には御調郡内に存在したことが推定される駅家推定地である^⑨。八幡宮と駅家との直接関連は想定しがたいが、旧御調郡一带に、平安時代の比較的早い時期から、八幡信仰が流布していたのではないかと考えられ、その歴史的關係が莊園立券の要因となったとも考えられよう。

なお、九世紀中ごろの貞観二年（八六〇）に、ともに正六位上であつた備後国の大蔵神と神田神に、従五位下の神階が授与されてい

る^⑩が、大字神に鎮座する神田神社はその神霊を祀るものとされている。この神田神らの正六位上という神階は、嘉祥四年（八五一）全国の無位の神社に一律に授階したさいに賜与されたもの^⑪と考えられることから、その創祀は嘉祥年間以前にさかのぼるものと考えられる。この祭神と、八幡宮関係の諸神との関係は定かではないが、いずれにしる地域における神祇信仰の展開が「看」から「神」への転訛をうながしたものと考えたい。

おわりに

江戸時代以来、提唱されてきた「延喜式」兵部省諸国駅伝馬条に見える備後国「者度」駅の記載が、書写の過程で誤写されたものであることを考え、本来の駅家名を「看度」駅とすべきことを明らかにするために、「和名類聚抄」や「延喜式」の異同について検討し、また遺存地名などについて検討してきた。なにぶんにも史料の少ない分野であり、隔靴搔痒の感がつよい考察になってしまい、初期の目的を十分に果たし得たか否かはころもとないところである。しかし、少なくとも駅家推定地域が、その前後でも地域社会の交易・物流のひとつの拠点になっていたこと、「神」地名の成立に神祇信仰の展開や駅家名がならかの影響をあたえた可能性をみることでできるのではないかと考えられる。全国で四〇〇近くにおよぶ駅家名がその後どのように継承されていくのか、駅家郷などの「駅家」地名もふくめて、検討する必要を痛感するが、それは各地域の歴史的展開をふまえなければならぬ問題であり、一個人の力のおよぶところではない。本稿が巨大な学問的検証の一隅の成果となるとともに、広島県の古代交通史研究発展の一助となることを祈念しつつ擲筆するしだいである。

注

- ① I、IIIは大明堂から一九七八年に刊行され、IV（西海道）のみが一九八四年に刊行された。
- ② こうしたなかで、藤原健三氏を代表者に歴史・地理の研究者を動員して、文献史学・地理学の両面から広島市内の歴史の道を確認しようとした広島市歴史科学教育事業団『広島市の文化財第五〇集 古路・古道調査報告』（広島市教育委員会、一九九二年刊）は、貴重な成果として注目される。
- ③ 吉川弘文館、一九三七年刊。
- ④ 『類聚三代格』巻十八大同二年十月廿五日太政官符。
- ⑤ 重田定一が監修し浅井馨ほかが執筆した『広島縣小誌』（森田俊左久、一九一二年刊）では、者度駅に「いちと」の訓を付し、御調郡市村に比定している。これも「壹」または「壹」の誤記説といえよう。
- ⑥ 「備後国の古駅路」（尚古五六、一九一四年）。なお、「安芸国の古駅路」（尚古七九、一九二〇年）では、『続日本後紀』承和五年五月乙巳条にみえる「安芸国言、管駅家十一処、駅家別駅子百廿人」という記載を検討し、十一駅記載はまちがいで安芸国は十三駅であったことを論証している。
- ⑦ 『広島縣史 第一篇地志』（帝國地方行政学会、一九二二年刊）。
- ⑧ 猪原薫一「備後国の驛路と穴海」（備後史談 一〇巻十二号、一九三四年）、同「者度驛に就いて」（備後史談 十一巻三号、一九三五年）、中島忠由「御調郡家と者度驛に就いて」（備後史談 十一巻四号、一九三五年）、澤井常四郎「者度驛に就いて」を讀みて」（備後史談 十一巻四号、一九三五年）など参照。
- ⑨ 「備後国」（前掲『古代日本の交通路』Ⅲ所収）、『日本古代地理研究』大明堂、一九八五年刊）などのほか、中世史の立場からノロ道に関連して、者度駅Ⅱ宇津戸を提起した竹本豊重「中世の交通路―大田荘を中心に―」（『朝日百科 歴史を讀みなおす9』朝日新聞社、一九九五年刊）などがある。
- ⑩ 福尾猛市郎「山陽道と瀬戸内海」（『広島県史 原始 古代』広島県、一九八〇年刊）、橋本敬一「古代・中世の御調町域」（『御調町史』広島県御調町、一九八八年刊）など。
- ⑪ 『日本後紀』大同元年五月丁丑条。
- ⑫ 高橋美久二「古代交通の考古地理」（大明堂、一九九五年刊）、同「山陽道」（木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館、一九九六年刊）、中山学「芦田川における古代渡河施設―備後国府付近の古代山陽道と後開地遺跡―」（芸備 第三六集、二〇〇八年）など。
- ⑬ 『事典 日本古代の道と駅』（吉川弘文館、二〇〇九年刊）二五九頁。なお、同氏遺著『日本古代道路の復原的研究』（吉川弘文館、二〇一三年刊）でも「看度」駅を是とし、本郷平廃寺付近説を支持している。
- ⑭ その後刊行された『地図でみる西日本の古代』（平凡社、二〇〇九年刊）は、木下氏の指導のもと二〇〇八年に作図されたものであるが、ここでは疑問符を付しながらであるが、従来からの者度駅の推定地である尾道市御調町市付近と、同町丸門田付近に看度駅を比定されている。
- ⑮ 書陵部紀要五二号、二〇〇一年。のち同氏著『日本古代典籍史料の研究』（思文閣出版、二〇一一年刊）に補訂のうえ「九条家本『延喜式』の書写年代」として再録。その後、吉岡眞之氏・田島公氏らによる総合調査が実施され（報告書『九条家本延喜式の総合的研究』（二〇〇五年刊）、新しい研究段階に入ったとされている。なお、「九条家本延喜式」の研究史については鹿内「九条家本『延喜式』小史」（日本歴史六三四、同著者に再録）を参照されたい。
- ⑯ 寺内浩・北條秀樹『清胤王書状』の研究（山口県史研究六、一九九八年）。
- ⑰ 「延喜式」の書誌学的理解や施行の意味は、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式上』（集英社、二〇〇〇年刊）解説を参考にした。

- ⑱ 『別聚符宣抄』 康保四年十月九日官符。
- ⑲ 「和名類聚抄」の書誌学的理解ならびに研究史は、池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』（吉川弘文館、一九八一年刊）、「和名類聚抄郡郷里驛名解説」によった。
- ⑳ 「和名類聚抄」の諸本は『諸本集成 和名類聚抄 本文編』（臨川書店、一九六八年刊）によった。
- ㉑ ただし、遠江国濱名郡と相模国足下郡にはそれぞれ「駅家」郷、但馬国養父郡と備中国小田郡には「駅里」郷が記載されているが、その理由は不明である。
- ㉒ 木下注⑬二八七頁。
- ㉓ 「山豆名駅」については木簡研究三〇号（二〇〇八年）二〇一頁、「野駅」については木簡研究四号（一九八二年）十二頁、「返駅」については木簡研究十七号（一九九五年）二〇頁をそれぞれ参照された。
- ㉔ 木島甚久「安西復駅の所在地」（豊日史学二八、一九五七年）。
- ㉕ 木下前掲注⑬著書二〇七頁参照。
- ㉖ 『伊場遺跡出土木簡概報』（浜松市教育委員会、一九八二年刊）。
- ㉗ このような観点から、筆者は旧御調町やこれに隣接する三原市の古道跡などを踏査し、その成果にもとづいて二〇一〇年九月ならびに二〇一二年九月の二度にわたって、三原市八幡町垣内で発掘調査を実施し、幅九mの道路痕跡と八世紀末の須恵器などを検出した（『トントン古道跡』（二〇一一年）、『トントン古道跡Ⅱ』（二〇一三年））、ともに広島大学大学院文学研究科刊、『古代山国の交通と社会』（八木書店、二〇一三年刊）などを参照）。以下の記述は、この報告書等において述べたものを軸に、その後の研究成果をふまえてまとめたものであり、適宜、参照していただければ幸いである。
- ㉘ 角川書店、一九八七年刊。
- ㉙ 石清水八幡宮記録一、承安元年十二月十二日官宣旨（『平安遺文』（三五八三号））。
- ⑳ 『日本歴史地名大系29Ⅱ 兵庫県の地名Ⅱ』（平凡社、一九九九年刊）、「兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅰ」（兵庫県教育委員会、二〇一〇年刊）などを参照。
- ㉑ 『日本歴史地名大系36 山口県の地名』（平凡社、一九八〇年刊）。
- ㉒ 『日本歴史地名大系21 岐阜県の地名』（平凡社、一九八九年刊）。
- ㉓ 『日本歴史地名大系34 岡山県の地名』（平凡社、一九八八年刊）。
- ㉔ 『日本歴史地名大系23 愛知県の地名』（平凡社、一九八一年刊）。
- ㉕ 『角川日本地名大辞典30 和歌山県』（角川書店、一九八五年刊）。
- ㉖ 『日本歴史地名大系40 高知県の地名』（平凡社、一九八三年刊）。
- ㉗ 『日本歴史地名大系36 山口県の地名』（平凡社、一九八〇年刊）。
- ㉘ 『日本歴史地名大系35 広島県の地名』（平凡社、一九八二年刊）。
- ㉙ 『統左丞抄』巻一建久八年四月卅日左弁官下文。
- ㉚ 『平安遺文』四〇一二）。
- ㉛ 飯沼賢司氏「八幡神とはなにか」（角川書店、二〇〇四年刊）。
- ㉜ 拙稿「御調八幡宮の縁起を読む」（地域アカデミー二〇一三公開講座報告書、二〇一四年）。
- ㉝ 『日本後紀』延暦十八年二月乙未条。
- ㉞ 『続日本紀』神護景雲二年三月乙巳条。
- ㉟ 伊東史朗氏「御調八幡宮の神像について」（仏教芸術二六九号、二〇〇三年）、同氏「女神信仰と御調八幡宮の神像群」（『御調八幡宮と三原市の文化財展』（三原市教育委員会、二〇一三年刊）所収）、紺野敏文氏「初期の八幡神像祭祀とその造立過程」（国華一三五一号、二〇〇八年）など参照。
- ㊱ 保元三年（一一五八）十二月三日官宣旨（石清水文書）（『平安遺文』二九五九号）。
- ㊲ 木下前掲注⑬二五九頁。
- ㊳ 『日本三代実録』貞観二年二月二十八日己酉条。
- ㊴ 『類聚三代格』巻一嘉祥四年正月二十七日太政官符。

(付記) 本稿は二〇一〇年六月二十七日、広島県福山市にある福山大学宮地茂記念館で開催された中国四国歴史学地理学協会研究大会日本史部会で報告した内容を、会場その他でいただいたご意見、さらにその後の研究によってえられた成果などをふまえながら加筆・修訂したものである。

なお、本稿は平成20年度～同22年度科学研究費補助金基盤研究(C) (研究課題…芸備地域における古代山陽道の歴史考古学的研究) ならびに平成23年度～同27年度科学研究費補助金基盤研究(C) (研究課題…平安時代中後期の交通システム) による研究成果の一部である。

Article on Bingo-Kuni Kando-Ekiya

Motoka NISHIBEPPU

The theme of this paper is validity of the name of the third Station (ekiya: 駅家) from the east in Bingo, which is referred to in Engishiki (延喜式). In conclusion, the name of the Station is not "Monodo (者度)" but "Kando (看度)". there are two grounds for it. First, Kujo-ke-bon-Engishiki, the oldest manuscript of Engishiki tells the name "Kando". Second, comparing names of the Stations and Go (郷)s in Engishiki and Wamyosho (和名抄), there is no regularity in the differences in the names. In short, the notation of "Monodo" is the wrong reproduction produced in copying the notation of "Kando". Presumed location of Kando Station is in former Mitsugi-cho, Mitsugi-gun, Where the manor colled the Kanmura-sho was later established.